
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 492 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 492 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 6 日開催）において、金融保証契約の保有者側の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。なお、同委員会で審議されたローン・コミットメントに対する減損に関する定め適用については、特段の意見は聞かれなかった。

聞かれた意見

（金融保証契約の保有者側の取扱いに関する意見）

2. 金融保証契約の保有者側の取扱いに関して、実務の困難さは生じないと考えられることから、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れるという事務局案に賛成する。
3. 金融保証が貸付等の契約条件の一部であるかどうかに関して、IFRS 第 9 号の定め解釈には幅があると考えられるため、可能な範囲で事務局作成の資料に挙げられた IFRS 解釈指針委員会や ITG 会議¹における議論の内容を基準本文、適用指針又は結論の背景において示すことは実務に資すると考える。

以 上

¹ IFRS 第 9 号における新たな予想信用損失の要求事項の実施のための支援を提供することを目的に、国際会計基準審議会によって時限的に設立された金融商品の減損に関する移行グループ